

令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、観光関連事業者が行う外国人観光客の受入環境を整備するための事業を促進し、もって町におけるインバウンド誘客促進及び国際観光の発展に寄与するため、令和6年度予算の範囲内において、大鰐町外国人観光客受入環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大鰐町補助金等の交付に関する規則（昭和49年大鰐町規則第9号）。以下「規則」という。」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その者が実施する観光に関する事業による収入が令和5年分の確定申告において総収入額の5割以上を占めているものとする。ただし、観光に関する事業を令和6年4月1日以降に開始した者については、この限りでない。

- (1) 町内でホテル、旅館等宿泊が可能な施設を営業している者
- (2) 町内で飲食業を営業している者
- (3) 町内で観光に関する施設を営業している者
- (4) 町内でタクシー、自動車運転代行業等を営業している者
- (5) その他、町内で観光客受入環境の向上等に取り組む者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 大鰐町暴力団排除条例（平成23年大鰐町条例第21号）第2条に規定する暴力団又は同条例第5条第2項に規定する暴力団

員に該当する者

(2) 事業継続の意思がない者

(3) 過去に本補助金の交付を受けた事業と同様の事業を実施する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までに実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内にある施設の案内表示、誘導表示その他の表示に係る多言語表記の整備

(2) 町内の観光情報が記載されているパンフレット、ホームページ等情報発信に係る多言語表記の整備

(3) 翻訳・通訳機能を備えた音声機器及びソフトウェア等の導入

(4) 電子決済システムの導入及び利用環境の整備

(5) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）利用環境の整備

(6) その他町内における外国人観光客の受入環境の向上に資する取組

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

(1) 自らの事業上の仕入れに係る取引に関する事業

(2) 特定の政治活動又は宗教活動に係る事業

(3) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までに支払った

前条に規定する補助事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 仕様書、デザイン図等補助事業の内容が分かるもの
- (4) 令和5年分の確定申告書の写しと事業の収支内訳書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、内容の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付が適当と認めるときは、予算の範囲内で当該事業を補助事業として決定し、令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付決定通知書(様式第

4号)により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により、補助金の交付が適当でないとき認めるときは、令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第6条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業変更承認申請書(様式第6号)を町長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業の中止及び廃止)

第10条 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を町長に提出して、その承認を受けること。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日(前条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は令和7年3月21日のいずれか早い日までに、令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業完了(廃止)実績報告書(様式第8号)に必要書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第9号)

(2) 収支決算書(様式第10号)

(3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

(4) 成果品又はその写真

(5) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認める場合は現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 前条の規定により通知を受けた者は、町長が定める日までに、令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業費補助金請求書（様式第12号）を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金交付の制限)

第15条 補助金の交付は、一の補助事業者につき年度内1回限りとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。